

## 基 本 計 画

### 1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

#### (1) 地域の特徴と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特徴について)

#### 地域の特徴について

##### ① 地理的条件等

本市は、兵庫県播磨地方の南東部に位置し、東及び北は加古川市に、西は姫路市に接し、南は瀬戸内海播磨灘に面し、市域は東西 8.00 km、南北 9.57 km で、面積 34.40k m<sup>2</sup> の都市である。

播磨平野のほぼ中央部にあたり、市域はおおむね平坦だが、北西部には高御位山、日笠山を中心とする丘陵、中央部には竜山丘陵があり、その裾野付近にはため池が点在している。

また、法華山谷川、鹿島川、天川、西浜川が南北に流れ、東部の境界を加古川が南流している。

気候は、典型的な瀬戸内海型に属し、温暖で雨が少なく安定している。

本市は、県下の流域面積をもつ加古川河口に堆積した砂浜地帯に発達したまちで、昔から白砂青松の風光明媚なところとして知られ、北部では農業が、臨海部では泊として栄えた。

さらに、加古川水運により、加古川流域の農産物の集散地と瀬戸内航路の港町として栄え、周辺地では、製塩業や綿業が盛んに行われ、この地は飛躍的に発展した。

明治の町村制施行により、加古郡高砂町・荒井村、印南郡曾根村・伊保村・米田村・阿弥陀村・北浜村が成立し、その後、曾根村、米田村が町制を施行した。

昭和 29 年 7 月高砂町、荒井村、曾根町、伊保村が合併し、県下で 17 番目の市として誕生し、昭和 31 年には、米田町、阿弥陀村、昭和 32 年には、北浜村と合併し現在に至っている。

この間、山陽鉄道（現 J R 山陽本線）や播州鉄道高砂線（現 J R 加古川線）が開通し、水陸交通の要地としての発展が期待されたが、物質輸送の拠点に加古川町に移り、これまでの集散市場としての機能低下を余儀なくされた。

一方、加古川の豊富な水と大阪・神戸などの大都市に近いという地理的条件は、企業立地に絶好の条件となり、明治以降、臨海部に大工場を誘致し、近代工業地帯へと著しく変貌した。

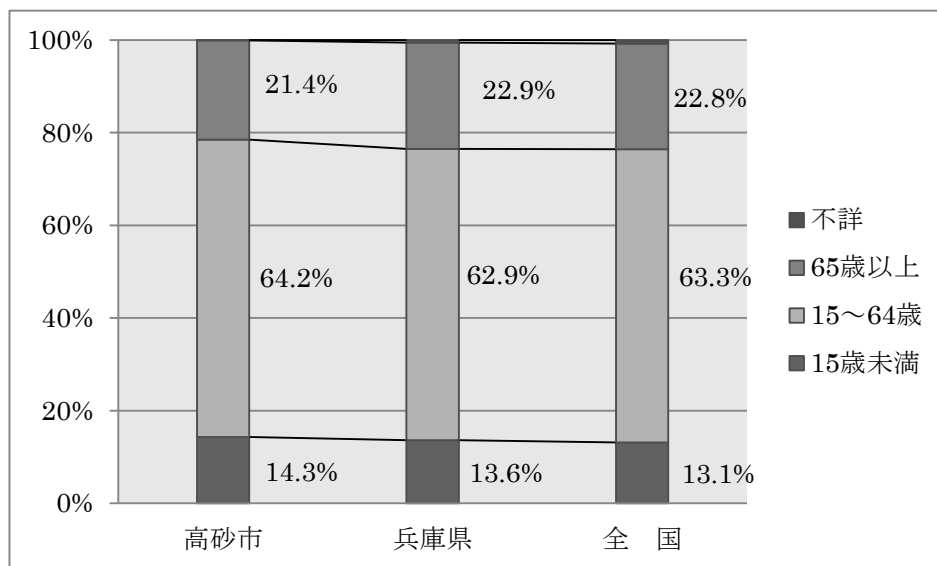
本市の土地利用状況を都市計画用途地域別に大まかにみると、臨海部の播磨工業整備特別地域の中核をなす工業地域及び工業専用地域、山陽電鉄各駅周辺の商業及び近隣商業地域、それ以北の住居及び住居専用地域、そして、国道 2 号以北の市街化調整区域に分けることができる。

本市全域が都市計画区域に指定されており、そのうち市街化区域は 21.59 km<sup>2</sup> (62.8%)、市街化調整区域は 12.81 km<sup>2</sup> である。市街化区域の用途別地域の面積割合は、工業専用地域が 27.1% と最も多く、次いで第一種中高層住居専用地域 26.3%、第一種住居地域 10.4% の順となっている。また、各種住居専用地域及び居住地域は市街化区域の 57.3%、準工業、工業及び工業専用の工業系地域は 39.0% であり、工業系地域の割合は他市に比べ高い値となっている。

本市における高齢化率(65歳以上の高齢者人口比率)は21.4%であり、兵庫県平均の22.9%、全国平均の22.8%に比べ下回っている(平成22年国勢調査より)。

また、本市における生産年齢人口比率(総人口に占める15歳~64歳の人口の割合)は64.2%で、兵庫県平均の62.9%、全国平均の63.3%を上回っており、豊かな労働人口が地域のものづくり産業を支えている。(表1参照)

(表1)年齢別人口



(参考)平成22年国勢調査

## ② 既存産業の集積状況

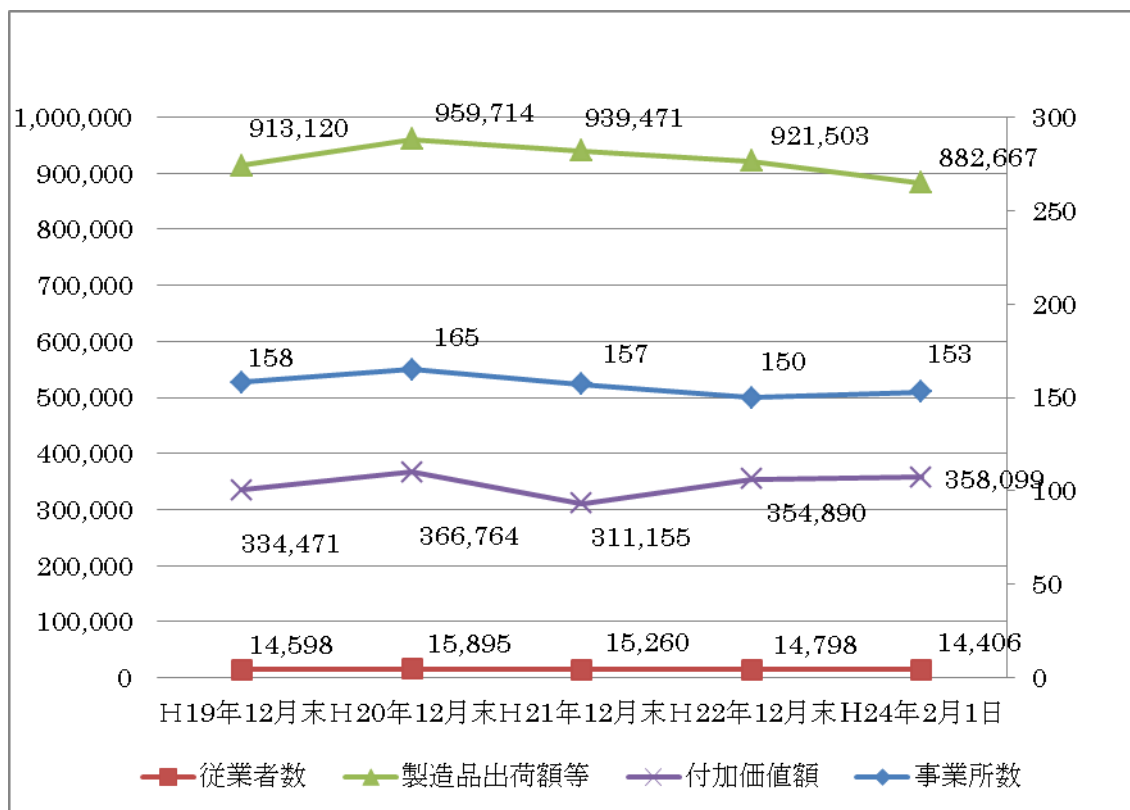
本市は、加古川の豊富な工業用水、遠浅の海岸線、そして大阪、神戸などの大都市圏に近いという企業立地の好条件に恵まれ、明治34年に三菱製紙(株)が立地して以降、戦前・戦後にかけて、海岸線を中心に大工場が進出するところとなった。

このような中、本市は、昭和30年に工場誘致条例を施行。海岸線の埋立てによる工場用地の造成、道路及び港湾の整備などを行った結果、関西電力(株)、(株)神戸製鋼所、三菱重工業(株)、キッコーマン食品(株)、(株)タクマ、(株)カネカ、サントリープロダクツ(株)など、我が国を代表するものづくり産業の新增設がなされた。

また、昭和39年には播磨工業整備特別地域の指定を受け、一躍重化学工業都市へと変貌し、播磨臨海工業地帯の中核都市として発展してきた。

工業統計調査及び平成24年経済センサスの活動調査によれば、高砂市域の平成24年製造品出荷額等は8,827億円になり、過去5箇年間の推移をみると平成20年を境に減少しているものの、県内全体の6.1%を占め、県内で6番目に高い製造出荷額等となっている。(表2、表3参照)

(表2) 製造業（全業種・従業者4人以上の事業所）に関するデータ



(参考) 工業統計調査・平成24年経済センサス-活動調査

(表3) 主な業種の製造品出荷額等及び県内の割合

業種	高砂市(億円)	兵庫県(億円)	割合
食料品製造業	198	14,266	1.4%
飲料・たばこ・飼料製造業	77	4,540	1.7%
パルプ・紙・紙加工品製造業	249	3,296	7.6%
化学工業	1,491	17,365	8.6%
窯業・土石製品製造業	795	3,716	21.4%
鉄鋼業	37	19,219	0.2%
非鉄金属製造業	55	2,688	2.0%
金属製品製造業	172	7,545	2.3%
はん用機械器具製造業	3,710	10,956	33.9%
生産用機械器具製造業	1,899	9,835	19.3%
全業種合計	8,827	143,574	6.1%

(参考) 平成24年経済センサス-活動調査

## ○主な企業の立地状況

高砂市に立地している企業のうち、(株)神戸製鋼所高砂製作所では、大型船舶用クランク軸で世界約 40%のシェアを有しており、自動車用部品に使用される鉄粉、航空機部材に使用されるチタンや産業機械・圧縮機・エネルギー機器など世界トップクラスの製品製造が行われている。

また、三菱重工業(株)高砂製作所は大型回転機械専門工場として大きな特徴を持った工場であるが、平成 26 年 2 月に(株)日立製作所との火力事業統合により、同敷地内に三菱日立パワーシステムズ(株)高砂工場が発足し、主力製品であるガスタービンの開発製造が引き継がれるとともに、三菱重工業(株)高砂製作所では、引き続き高性能で信頼性の高い発電プラント向け大型ポンプ、省エネルギー性に優れた高効率ターボ冷凍機等の開発製造が行われている。

さらに旭硝子(株)関西工場高砂事業所では、液晶テレビ用大型ガラス基板が製造され、世界シェアで上位を占めるとともにモバイル端末など電子機器用カバーガラスに使用する化学強化特殊ガラスを製造し、世界シェア 30%を狙う供給体制を整えている。

(表 4) 主たる業種が占める地域内の割合

業種	製造品出荷額等 (億円)	割合 (%)	事業所数 (所数)	割合 (%)	従業員数 (人)	割合 (%)
化学工業	1,450	16.4%	4	2.6%	1,651	11.5%
窯業・土石製品	742	8.4%	11	7.2%	1,216	8.4%
はん用機械器具	3,655	41.4%	8	5.2%	5,014	34.8%
生産用機械器具	1,883	21.3%	7	4.6%	2,681	18.6%

(参考) 平成 24 年経済センサス - 活動調査

(目指す産業集積の概要について)

### ③ インフラの整備状況

#### ア) 優れた交通基盤

##### 【道路】

主な幹線として、東西方向に国道 2 号、国道 250 号、国道 2 号バイパス（自動車専用道）があり、南北方向に県道高砂北条線、県道伊保宝殿停車場線がある。特に、国道 2 号バイパスは都市間を結ぶ重要な広域幹線道路として位置づけられている。

高速道路については、中国縦貫自動車道加西 IC まで 45 分、山陽自動車道加古川北 IC まで 30 分、播但連絡道路姫路 JCT まで 20 分の距離にあるほか、第二神明道路が整備され、神戸市まで 1 時間、大阪市まで 1 時間 20 分の近距離に位置する。また、播磨臨海地域道路（仮称）の整備に対する調査費が国土交通省において予算化され、今後は整備優先区間が絞り込まれ、事業実施に向けた動きが進んでいる。

##### 【鉄道・空港】

鉄道網としては、JR 山陽新幹線、JR 山陽本線、山陽電鉄が東西方向に通っており、神戸へ

約 50 分、大阪へは 1 時間 10 分程度とアクセスの利便性は高い。

また、平成 18 年に第 3 種空港として開港した神戸空港からは、東京まで約 1 時間 10 分、札幌まで約 1 時間 50 分の所要時間となっている。

#### 【港 湾】

昭和 38 年 11 月に高砂市内の伊保港・曾根港・高砂港、加古川市内の別府港及び明石市内の二見港が統合されて東播磨港となり、播磨工業地帯東部地域の中核をなす港湾として昭和 39 年 2 月、重要港湾に指定された。

本港は瀬戸内海東部に位置する重要港湾で、港湾区域約 3,766ha を有し、陸域は東西約 14 km、明石市・播磨町・加古川市・高砂市にわたり、西側に隣接する特定重要港湾姫路港と共に、播磨工業地帯の中核港湾として重要な役割を果たしており、貨物船や石油タンカー等による一般機械器具製品、化学工業製品の輸送等、本地域の生産活動に大きく貢献している。

東播磨港における貿易額（輸出入総額）及び入港隻数は、近年は減少傾向にあるが、全国港別では上位に位置している。

また、高砂西港再整備の一環として、港湾整備（泊地浚渫・埋立）を平成 26 年度完成に向け進めている。併せて、周辺の道路整備等を平成 27 年度末完成に向け進めている。

#### イ) 安定した電力供給

市内には電源開発㈱高砂火力発電所（出力 500,000KW）が立地しており、また、隣接する姫路市に立地している関西電力㈱姫路第 2 発電所においては、平成 22 年 7 月から設備更新工事（新 1～6 号機）に着手し、新 1 号機が平成 25 年 8 月から営業運転を始め、さらに地域の企業への安定的な電力供給が行われている。

#### ウ) 豊富な工業用水

本地域の工業用水供給は、一級河川加古川を水源としている。供給事業者である兵庫県企業庁が現在、高砂市、明石市、加古川市、播磨町に約 20 万 t/日を安定給水しているが、供給能力としては最大 50 万 t/日であり、新規の企業立地にも十分対応できる。

#### エ) 研究・教育機関の充実

本市の周辺地域には、産学連携・交流機能を有した国立大学法人神戸大学や兵庫県立大学、県立工業技術センター等の高度な研究機関があるほか、国立明石工業高等専門学校や市立神戸工業高等専門学校、県立東播工業高等学校、県立姫路工業高等学校、県立飾磨工業高等学校があり、数多くの地域の産業人材が育成されている。

また、世界最高性能の放射光を発生させ、材料や生体物質の微細構造をミクロン・サブミクロンサイズで分析することのできる大型放射光施設 SPring-8、非常に短いパルス幅の X 線レーザーの光により電子や分子の一瞬の動きを観察できる X 線自由電子レーザー施設 SACLA（さくら）及び兵庫県立大学の中型放射光施設ニュースバルの立地する播磨科学公園都市（たつの市・上郡町・佐用町）にも近く、ナノ領域における物質・材料等の産学官の共同研究が推進されているほか、こうした大型研究施設の利用支援を図るため、共同研究室 10 室や分析室 6 室等の設備や技術スタッフを備えた兵庫県放射光ナノテク研究所も設置されている。

さらに、複雑で困難な課題の背後にあるさまざまな要素を科学的に読み解き、コンピュータ上で再現し、最適な解決策を導き出す世界トップレベルの計算速度を誇るスーパーコンピュー

タ 京が設置されている理化学研究所計算科学研究機構（神戸市）とも近接しており、研究成果を社会に役立つ科学技術の発展に向けて産業界や大学との連携に積極的に取り組んでいる。

## オ) 快適な住環境

「高砂やこの浦舟に帆をあげて…」と古くから謡曲「高砂」で知られる本市は、鹿島・扇平自然公園や高砂海浜公園、一顧成就で有名な鹿嶋神社、日本三奇の一つである「石の宝殿」、江戸時代につくられた堀川地区の町並みなど歴史・伝統と産業が共存する都市であり、世界文化遺産である姫路城がある姫路市や国際都市神戸にも近接している。

また、高砂市民病院が安心の医療を担い、保育所 19 箇所（認定こども園 2 箇所、平成 15 年 4 月から入所待機児童ゼロ）、幼稚園 9 箇所（認定こども園 1 箇所）、学童保育（市内全小学校 10 校区に 12 学童保育所を開設）、子育て支援センター 2 箇所（北部子育て支援センターを平成 25 年 11 月に開設）と保育・幼児教育施設も充実しているほか、既に市営住宅 462 戸、県営住宅 2,004 戸が建設されている。

## 当市の目指す産業集積の概要について

高砂市は、加古川の豊富な水や大阪・神戸などの大都市に近いという恵まれたロケーションなど企業立地に絶好の条件を活かして、明治以降、ものづくり産業を誘致し、近代工業地帯として発展してきた。さらに昭和 36 年から始まった海岸線の埋立により、重化学工業、窯業、食料品、飲料等多彩なものづくり企業の進出が続き、現在の高砂市は播磨臨海工業地帯の中核をなしている。

本市では、今後も、こうした優れた地理的優位性や充実したインフラ、古くからの産業集積を活かしながら、臨海部の集積区域へ新たな先端技術活用ものづくり産業や研究開発型産業などの誘致を図るとともに、中小企業の創造性、機動性を生かした新製品の開発や製品の高付加価値化などの新分野の開拓、さらに操業環境の改善による既存産業の高度化や経営基盤の確立による競争力の強化を目指す。

### ① 先端技術活用ものづくり産業及びその関連産業の集積

高砂市は、「第 4 次総合計画・2011 年～2020 年(以下「市総合計画」という。)」の中に「まちが元気であるためには、地域産業の進展を図らなければならないことから、産業のさらなる振興をめざし、多彩な産業の育成、誘導を進め、企業活動の拡大、充実を図り、地産地消の推進に取組み、いきいきとした元気のあるまちづくりを進めます。」とし、「活気があふれ躍動する産業交流都市」を目指す産業ビジョンを掲げている。

特に、本市臨海部には既に旭硝子㈱が立地して、液晶テレビ用大型ガラス基板（第 8 世代）を製造しているが、平成 24 年 1 月から化学強化用特殊ガラスを製造する電子用フロート窯を稼働開始し、モバイル端末などの電子機器用カバーガラスの世界的な需要に対応することにより、化学強化ガラス市場において世界シェア 30%を狙う供給体制を整えている。さらに、この化学強化特殊ガラスを用いて世界初の競技用ベンチ向けガラスルーフを開発し、F I F A 公式公認ガラスルーフの提供に関するブランドライセンス権を取得している。このガラスルーフの実現により、建築用、自動車用、電子・ディスプレイ用の全ての領域において、ガラスの可能性を広げている。

また、電子部品の開発・製造において大変有効なナノテクノロジーの研究開発施設が播磨科学公園都市に集積しており、このような好条件を活かし、今後大きな成長が期待できる「情報家電分野」を中心とした先端技術活用ものづくり産業（テレビ関連の電子部品・デバイス・電子回路製造業等）及び関連産業（通信業、情報サービス業等）を誘致・集積し、高砂市や近隣市町の経済基盤を支える産業として育成していく必要があると考えている。

また、その際には、工場立地法の特例（緑地面積率の緩和）及び高砂市企業立地促進条例、兵庫県産業集積条例に基づく税の軽減、設備投資への助成、企業立地促進法による支援策を講じることによって誘致の促進を図っていく。

さらに、立地にかかる手続き等を迅速かつ円滑に進められるよう、市における対応窓口を一本化するとともに、行政手続きが県・市にまたがるような案件については、県・市の関係部局で連携した対応体制を整えることにより、各種行政手続きの期間短縮等を図っていく。

## ② 地域技術活用ものづくり産業の集積

一般機械器具製造業では、㈱神戸製鋼所高砂製作所が船舶用クランク軸の世界シェアで約40%を占め、三菱重工業㈱高砂製作所が平成26年2月に㈱日立製作所との火力事業統合により、同敷地内に設立した三菱日立パワーシステムズ(株)高砂工場で、世界最高クラスの熱効率と出力を誇るガスタービンの開発製造を行っており、更に次世代ガスタービンの開発を進めている。

また、窯業・土石製品製造業では、旭硝子㈱関西工場高砂事業所が液晶テレビ用大型ガラス基板の世界シェアで上位、世界の化学強化特殊ガラス市場においても上位を占めるなど、世界に通用する地域技術活用ものづくり産業が既に集積し、日本経済の発展の重要な一翼を担っており、本市では、既に集積されている多彩な工業の振興を図ることも「市総合計画」の大きな柱に位置づけている。これら産業の更なる集積と産業間の連携・融合を一層深めながら、高度化や競争力強化を図ることは、企業が市外・国外へ流出することを防ぎ、本市が今後も発展していく上で大変重要な施策である。そのため、高砂市、兵庫県、高砂商工会議所は連携し、既存産業の投資拡大に必要な条件整備を進める。

本市の製造品出荷額等の多くを占めている集積地域には昭和49年の工場立地法施行前に立地した「既存工場」が多く、現在、工業地域及び工業専用地域の総面積に対して「既存工場」の敷地面積が約63.0%を占めるとともに、緑地面積率の平均が15.8%と低い率にとどまり、現在、国内外との厳しい競争に直面している中であって、工場立地法に基づく緑地面積率の制約により、設備の新增設が困難な状況に置かれている。

このため、緑地面積率の緩和によって敷地内での設備投資を容易にすることにより、古くから高砂の発展、ひいては日本経済の発展を支えてきた一般機械器具製造業や、化学工業をはじめとする地域技術活用ものづくり産業の事業高度化を促進する。それと関連して、中小企業の創造性、機動性を生かした新製品・新技術の開発や製品の高付加価値化などの新分野の開拓も支援していく。

## (2) 具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	3,512 億円	3,848 億円	9.6%

(3) 目標達成に向けたスケジュール

取組事項 (取組を行う者)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
<b>○産業用共用施設の整備等に関する事項</b>					
大型放射光施設 SPring-8 における兵庫県ビームラインの県内企業に対する利用促進 (兵庫県、兵庫県立大学)					▶
兵庫県立大学・ニュースバルの産業利用の促進 (兵庫県、兵庫県立大学)					▶
兵庫県放射光ナノテク研究所との共同促進 (兵庫県、兵庫県立大学)					▶
X線自由電子レーザー施設 SACLA (さくら) の利用促進 (高砂市)					▶
<b>○人材の育成・確保に関する事項</b>					
ものづくり大学校の活用 (高砂市、兵庫県、高砂商工会議所)					▶
経営講習会の開催 (高砂市、高砂商工会議所)					▶
就労支援事業の推進 (高砂市)					▶
保育所・幼児教育の充実 (高砂市)					▶
学童保育の充実 (高砂市)					▶
地域子育て支援拠点事業の充実 (高砂市)					▶
ファミリーサポートセンター事業の推進 (高砂市)					▶
子育て応援企業との協定締結制度の推進 (兵庫県)					▶
事業所内保育施設整備推進事業の推進 (兵庫県)					▶
地域雇用開発計画の推進 (兵庫県)					▶



○技術支援等に関する事項					
産学連携技術活用セミナーの開催（高砂市、兵庫県、高砂商工会議所）					
	➔				
異業種交流の促進（高砂市、兵庫県、高砂商工会議所）					
	➔				
兵庫ものづくり支援センターの利用促進（兵庫県）					
	➔				
中小企業技術支援体制の強化（兵庫県）					
	➔				
○その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項					
高砂市企業立地促進条例の活用（高砂市）					
	➔				
兵庫県産業集積条例の活用（兵庫県）					
	➔				
企業立地促進法に基づく緑地面積率の緩和（高砂市）					
	➔				
立地企業のニーズ把握（高砂市、兵庫県、高砂商工会議所）					
	➔				
円滑な企業立地のための情報提供（高砂市、兵庫県、高砂商工会議所）					
	➔				
交通アクセス整備（高砂市、兵庫県）					
	➔				
高砂西港の再整備（高砂市、兵庫県、高砂商工会議所）					
	➔				

## 2 集積区域として設定する区域

<p>(区域)</p> <p><b>「高砂臨海集積区域」</b></p> <p>先端技術活用ものづくり産業及びその関連産業と地域技術活用ものづくり産業の集積を図ろうとする地域は、既に産業の集積が行われており、新規立地企業にとって有利な条件が整っている高砂市内の工業地域、工業専用地域（都市計画法第8条第1項第1号）とする。</p> <p>なお、この区域内には、「自然公園法」に規定する自然公園地域、「自然環境保全法」に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に規定する鳥獣保護区、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に</p>
--

規定する生息地等保護区、環境省が選定した特定植物群落、重要湿地 500 及び自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域は含まれていない。

設定する区域は、平成 25 年 1 月 1 日現在における行政区画その他の区域又は道路、鉄道等により表示したものである。(別添地図参照)

**(集積区域の可住地面積)**

728.3 h a

**(各市町村が集積区域に指定されている理由)**

既に国内有数の企業が立地してインフラも含めた多種多様な産業基盤が整備されているとともに、一定の地域において集中的に施策を実施することがより効果的であり、当集積区域に先端技術活用ものづくり産業及びその関連産業、地域技術活用ものづくり産業の進出が見込まれることから、上記区域を集積区域に指定する。

**3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域**

**(区域)**

特に重点的に企業立地を促進する区域及び既存工場の事業の拡大を図る区域は、高砂町、荒井町、梅井、曾根町の工業地域及び工業専用地域とする。(住宅等に利用されている区域を除く)

設定する区域は、平成 25 年 1 月 1 日現在における地番により表示したものである。  
(別添地図・地番表参照)

**4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果**

**(工場立地法の特例措置を実施しようとする区域)**

重点区域と同じ。

**(特例措置を実施することにより期待される効果)**

特に自社敷地内で工場増設を行おうとする企業については、工場立地法の特例措置を講じることにより、現実的に工場の新増設等が可能となる。既立地企業における事業の高度化や市外・国外への流出を防ぐ効果が期待される。

工場立地法の特例措置を講じることにより、先端技術ものづくり産業及び地域技術活用ものづくり産業に係る企業立地件数は 4 件、新規雇用創出数は 1,238 人が見込まれる。

**5 集積業種として指定する業種 (以下「指定集積業種」という。)**

**(1) 業種名**

**(業種名又は産業名)**

先端技術活用ものづくり産業及びその関連産業

(日本標準産業分類上の業種名)

09	食料品製造業	26	生産用機械器具製造業
11	繊維工業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	29	電気機械器具製造業
16	化学工業(化学肥料を除く)	30	情報通信機械器具製造業
18	プラスチック製品製造業	31	輸送用機械器具製造業(鉄道車両を除く)
21	窯業・土石製品製造業	39	情報サービス業
22	鉄鋼業	40	インターネット附随サービス業
23	非鉄金属製造業	44	道路貨物運送業
24	金属製品製造業	92	他に分類されない事業サービス業(コールセンター業)
25	はん用機械器具製造業		

(業種名又は産業名)

地域技術活用ものづくり産業

(産業分類表(中分類)上の項目)

09	食料品製造業	22	鉄鋼業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	23	非鉄金属製造業
	(酒類・たばこ・飼料を除く)	24	金属製品製造業
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	25	はん用機械器具製造業
16	化学工業(化学肥料を除く)	26	生産用機械器具製造業
18	プラスチック製品製造業	31	輸送用機械器具製造業(鉄道車両を除く)
21	窯業・土石製品製造業	44	道路貨物運送業

(2) (1)の業種を指定した理由

(先端技術活用ものづくり産業及びその関連産業)

地域技術ものづくり産業が既に集積している本市の基盤の上に立ち、特に世界的に注目され今後成長が期待されている「情報家電分野」を中心とした、ものづくり産業の誘致が本市にとって有用と考えている。

臨海部には既に旭硝子(株)関西工場高砂事業所が立地し、液晶テレビ用大型ガラス基板(第8世代)及びモバイル端末など電子機器用カバーガラスに使用する化学強化特殊ガラスを製造しているため、先端技術活用ものづくり産業(テレビ関連の電子部品・デバイス・電子回路製造業等)と関連産業の立地が期待される。

また、大型放射光施設 SPring-8 やX線自由電子レーザー施設 SACLA(さくら)、兵庫県立大学・ニュースバル新ビームライン、兵庫県ナノテク研究所等の立地する播磨科学公園都市に近接しているという優位な条件を活かして、ナノテクノロジーにより、物質・材料等の研究開発を行う食料品製造業や繊維工業をはじめとする多種多様な企業の立地

も見込まれる。

将来にわたって地域の活力を持続していくうえで、集積区域への先端技術活用ものづくり産業及びその関連産業誘致を高砂市、兵庫県、高砂商工会議所が連携して積極的に図り、地域の基幹産業として育成していくため、集積業種として指定する。

#### (地域技術活用ものづくり産業)

古くから本市の発展を支えてきた、一般機械器具の製造や化学工業、窯業、食料品製造業をはじめとする地域技術活用ものづくり産業は、製造品出荷額等において全体の89.7%、従業者数においては74.9%を占めるなど地域経済を支える基幹産業であり、これら産業の市外・国外への流出を防ぎ、引き続き集積を図っていくことは、本市の発展にとって大変重要である。そのため、今後とも高砂市、兵庫県、高砂商工会議所が連携し、これら産業の更なる集積と産業間の連携・融合を一層深めながら、既存産業の高度化や競争力強化を図るため集積業種として指定する。

加えて、集積区域内には工場立地法施行前に立地した「既存工場」が多く、緑地面積率により設備投資が制約を受けているという現状があることから、継続して緑地面積率を緩和することによって敷地内での設備投資を容易にし、さらなる事業高度化や関連産業への波及、周辺地域も含めた活性化を図っていく。それと関連して、中小企業の創造性、機動性を生かした新製品の開発や製品の高付加価値化などの新分野の開拓も支援していく。

### 6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の企業立地件数又は新規事業件数	4件
指定集積業種の製品出荷額又は売上高の増加額	1,293億円
指定集積業種の新規雇用創出件数	1,238人

### 7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

#### (産業用共用施設の整備等に関する事項)

○大型放射光施設 SPring-8 における兵庫県ビームラインの県内企業に対する利用促進

(兵庫県、兵庫県立大学)

兵庫県ビームラインにおけるナノテクノロジー分野の産学官共同研究を推進するとともに、「ひょうご SPring-8 賞」の実施や研究成果発表会の開催など国内外の放射光研究者・グループ活動に対する支援を実施することにより、他の産業へ波及し、革新を促す性格を持つナノ領域における物質・材料等の研究開発を加速する。さらに、県内企業の放射光利用を促進するため、県内企業がビームラインを試行的に利用する際の負担を軽減するための補助・支援等を行い、県内企業の放射光施設の産業利用を促進する。

○兵庫県立大学・ニュースバルの産業利用の促進（兵庫県、兵庫県立大学）

兵庫県立大学の中型放射光施設ニュースバルは、半導体の微細加工など主に材料の表面加工分野に用いられてきたが、物質・材料の分析・評価を求める産業界のニーズに対応した共同利用ビームラインを設置しており、分析・評価分野における産業利用を促進することにより、兵庫県立大学と企業の連携による新技術の開発や、分析・評価産業の高付加価値化を目指す。

○兵庫県放射光ナノテク研究所との共同研究の促進（兵庫県、兵庫県立大学）

大型放射光施設 SPring-8 を活用した産学官共同研究プロジェクトの推進や、企業の技術者養成、技術相談など利用支援の強化を図るための研究開発支援施設として平成 20 年 1 月に開設された兵庫県放射光ナノテク研究所の利用を促進し、企業、大学研究機関との共同研究や研究支線による新技術開発、新製品開発を目指す。

○X線自由電子レーザー施設 SACLA（さくら）の利用促進（高砂市）

X線自由電子レーザー施設 SACLA（さくら）は、世界最短波長で非常に短いパルス幅のX線レーザーを発振できる性能を持ち、“SACLAの光“により今まで見る事ができなかった原子・分子の様子や一瞬の動きの観察が可能となったことにより、画期的な新技術や産業創出に繋がるということから、施設をPRすることにより利用を促進する。

**（人材の育成・確保に関する事項）**

○ものづくり大学校の活用（高砂市、兵庫県、高砂商工会議所）

集積産業を支える企業の技術者や技能者を育成するため、平成 23 年 4 月に開校した「兵庫県立ものづくり大学校」を活用し、ものづくり人材の後継者育成、企業在職者の技術向上と技術・技能の継承への支援を行い、また、青少年等へ職業としてのものづくりの魅力を伝えることにより、ものづくり人材の育成・確保を行うとともに青少年等がものづくりへの興味や関心を即すよう促す。

○経営講習会の開催（高砂市、高砂商工会議所）

簿記講座、税務セミナー、従業員能力向上セミナー等の講習会を開催し、企業の経営安定や人材育成を支援する。

○就労支援事業の推進（高砂市）

高砂市はハローワークと連携し、市ホームページ「おしごとステーションたかさご」において、市内並びにハローワーク加古川管内の求人情報を提供することにより求職希望者へ雇用・就業機会を創出するとともに、事業者に対して国や県の補助金等の情報や就労支援についての情報を提供し、当地域における人材の確保を図る。

また、「若者しごと相談室」において就労や仕事の悩みをコンサルタントしているが、必要に応じ、求人情報の提供や相談、キャリアマネジメント、職業紹介等を行っている「若者しごと倶楽部」（ジョブカフェひょうご）とも連携を図り、就労者や求職者を支援する。

○保育所・幼児教育の充実（高砂市）

市内に 19 箇所保育所が設置され、平成 15 年 4 月から入所待機児童ゼロとなっており、引き続き、働く人たちの仕事と子育ての両立を支援する。

また、市では平成 25 年 4 月に子育て支援室を設置し、子育てに対する様々な事業を推進するとともに、就学前児童数が減少傾向にある中で、望ましい幼児教育を推進するため、幼稚園、

保育園の適正配置について検討を行い、平成 21 年度に「幼稚園・保育園の統廃合等の推進方向」を定め、幼保一体化を進め、幼児教育の充実にも取り組む。

○学童保育の充実（高砂市）

市内の全小学校 10 校区 12 箇所において、平成 20 年 4 月から学童保育所を設置している。この制度を継続し、働く人たちの仕事と子育ての両立を支援する。

○地域子育て支援拠点事業の推進（高砂市）

市内には地域子育て支援の拠点として、子育て支援センターを 2 箇所（平成 25 年 11 月 1 日から北部子育て支援センターを開設）設置しており、育児不安などについての相談・指導（面接・電話）、子育てサークル等への支援、子育てに関する情報の提供、園庭の開放、育児講座、その他地域の実情に応じた事業を行うことにより、地域の子育て家庭を支援する。

○ファミリーサポートセンター事業の推進（高砂市）

高砂市次世代育成支援行動計画に基づき、社会福祉法人高砂市社会福祉協議会が運営主体となって、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）とを組織化（平成 19 年度）して、一時的な保育ニーズに対応するファミリーサポートセンター事業を実施し、働く人たちの仕事と子育ての両立を支援する。

○子育て応援企業との協定締結制度の推進（兵庫県）

仕事と子育ての両立を支援するため、子育て家庭の応援に取り組む企業、職域団体等と県が協定を締結し、企業等の取組内容を積極的に情報発信して、企業イメージのアップにつなげるとともに、入札参加資格における点数加算等を実施する。

○事業所内保育施設整備推進事業の推進（兵庫県）

勤労者の仕事と家庭の両立や、企業の地域社会における子育て支援への貢献の促進を図るため、事業所内等に保育施設を設置する事業主等に対し、設置に係る経費等の一部を補助する。

○地域雇用開発計画の推進（兵庫県）

当地域の雇用開発を促進するため、地域雇用開発の促進に資する基盤整備に関する措置や新たな雇用機会の開発の促進、職業能力開発の推進、労働力需給の円滑な結合、各種支援措置の周知徹底、地域雇用開発の効果的な推進など地域雇用開発促進のための措置を講じる等、地域雇用開発促進法に基づく「兵庫県加古川・高砂・加古地域雇用開発計画」を推進する。

**（技術支援等に関する事項）**

○産学連携技術活用セミナーの開催（高砂市、兵庫県、高砂商工会議所）

大学等研究機関が持つ技術シーズを企業に紹介するとともに、企業の持つ潜在的なシーズ等について、大学等研究機関から評価、共同研究の提案を受けるなど、産学の技術シーズの利活用を図るための橋渡しを行う。

○異業種交流の促進（高砂市、兵庫県、高砂商工会議所）

隣接市町に存在する異業種グループとの交流を図ることにより、事業連携、新製品・新技術の開発を促進する。

○兵庫ものづくり支援センターの利用促進（兵庫県）

産学官連携による研究開発への支援や、共同利用機器の活用に係る指導・技術相談を行う研究コーディネーター及び技術コーディネーターを配置し、次世代成長産業育成に向けた中

小企業の技術開発・製品開発を支援する。

○中小企業技術支援体制の強化（兵庫県）

県内に蓄積している技術支援機関や民間研究開発機関等との連携や県下各地域における技術相談・技術支援を強化することにより、県立工業技術センターの機能強化を図り、県内中小企業に対する技術支援の充実を図る。

（その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項）

○高砂市企業立地促進条例の活用（高砂市）

高砂市企業立地促進条例に基づき、固定資産税額及び都市計画税額に相当する額に対して優遇措置を講じる。また、条例活用に向け、対象地域の見直しを検討する。

○兵庫県産業集積条例の活用（兵庫県）

兵庫県産業集積条例に基づき、不動産取得税の軽減及び設備投資等への助成を行う。

○工場立地法に基づく緑地面積率の緩和（高砂市）

工場立地法に基づく緑地面積率の緩和を継続することにより、地域特性に応じた産業活力の形成や新規企業の誘致を図り生産性の効率化へつなげる。

○立地企業のニーズ把握（高砂市、兵庫県、高砂商工会議所）

立地企業との意見交換会を開催し、企業が求める人材増や安定的に操業を継続していくための課題、また、新たな設備投資に向けた問題点等についての企業ニーズの把握に努め、関係機関との連携により対策を講じながら各指定産業の振興を図る。

○円滑な企業立地のための情報提供（高砂市、兵庫県、高砂商工会議所）

集積区域内の工業団地の状況や企業のニーズに関する情報の共有化を図り、立地希望企業の様々な要望に対して、迅速な情報提供を行う。また、関西電力用地（全 37ha）の一部については、企業が求める用途・規模を踏まえ、高砂市及び兵庫県が、地権者である関西電力と連携のうえ、用地を紹介する。

○交通アクセス整備（高砂市、兵庫県）

・広域幹線道路

国道 2 号バイパス、明姫幹線、沖浜平津線を本市の広域幹線道路と位置づけ、未整備区間の整備を促進する。

・地域幹線道路

高須松村線、大塩曾根線、国道 2 号、荒井環状線等を地域幹線道路と位置づけ、未整備区間の整備を促進する。

・市内幹線道路

浜幹線、宝殿荒井線等を市内幹線道路と位置づけ、未整備区間の整備を促進する。

・播磨臨海地域道路（仮称）の整備

臨海部と大阪湾岸との連携に不可欠な国道 2 号バイパスの定時性を確保するための播磨臨海地域道路（仮称）の整備については、調査費が国土交通省において予算化され、今後は整備優先区間が国によって絞り込まれ、事業化されていく。

・多様化する物流への対応

海上輸送（重要港湾東播磨港）、鉄道輸送（JR 別所貨物ヤード）、自動車輸送（既存の都市

計画道路網、播磨臨海地域道路(仮称)等)を活用し、多様化する物流に効率的に対応する。

○高砂西港の再整備(高砂市、兵庫県、高砂商工会議所)

臨海部の物流合理化とモーダルシフトを推進するため、高砂市や兵庫県で構成する「高砂西港再整備推進協議会」を平成20年3月に設立し、現在、公共埠頭や専用埠頭の整備強化を図っているところである。周辺道路等の整備と併せて、平成27年度末までの完了に向けて取り組んでいく。

## 8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

### (環境保全等に関する事項)

環境保全に関する事業活動への規制については、「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」等の国の環境法令、兵庫県が定める「環境の保全と創造に関する条例」及び高砂市の「高砂市環境保全条例」、「環境計画」等に則して行うものとする。

また、一定規模以上の事業者と環境保全協定を締結し独自に目標値を定めることにより、きめ細かい環境保全対策に努める。

具体的な取り組みのひとつとして高砂市では、臨海部の企業群、住民の代表者及び行政により構成される「高砂市環境保全協議会」を毎年複数回開催し、企業の環境保全対策の取り組み等の報告を受け、意見の交換を行っていく。

#### (1) 住民参加のまちづくり

① 平成18年に企業(三菱重工業株、株神戸製鋼所)から用地の提供を受け、工業専用地域の中に県が「あらい浜風公園」を整備した。この公園の中にビオトープを作り、ホテルが生息できる環境づくりを目指す取り組みが、地元ボランティア「ビオ 浜っこ」により平成21年3月から始まっており、引き続き取り組んでいく。

② 「あらい浜風公園」では、市民参加による公園づくりを目指し、その一環として園内に「ふれあい花壇」を設置し、市民・事業者などがオーナーとなって花壇づくりを行い、草花とのふれあいの場を創出する緑化活動等を行っている。

#### (2) 緑地の創出

緑地面積率の緩和により、工場敷地内の緑地が減少する場合には、原則として減少する緑地相当分を市域内に確保して、緑地の総量を確保するとともに、立体的な緑地の創設(壁面、屋上緑化等)、集積区域との緩衝や防災のための緑地を配置することとする。

#### (3) エネルギーの効率的利用と地産地消

環境負荷の少ない持続可能な地域社会を構築するため、「高砂市地域温暖化対策実行計画(区域施策編)」に則して、市役所・事業所・市民がそれぞれの立場で、温室効果ガス排出の抑制に向け省エネルギー等の導入及びエネルギーの地産地消に向けた取組を促進する。

### (安全な市民生活の確保に関する事項)

(1) 兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例」を施行している。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業集積



によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することのないようにするため、住民の理解を得ながら次の取組みを推進する。

**① 防犯に配慮した環境の整備**

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため設置している防犯灯、街路灯等について、「明るくて、歩きやすい」LED化へ順次進めていく。道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保する。

地域安全まちづくり活動を防犯設備面から支援するため、防犯カメラを設置する団体に対して、その設置に要する経費を補助する「高砂市地域見守り防犯カメラ設置補助事業」を実施する。

**② 事業所における防犯設備等の整備**

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

**③ 防犯責任者の設置**

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

**④ 警察への通報体制の整備**

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

**⑤ 地域住民との連携**

地域住民が行う自主防犯ボランティア活動（見守り活動含む）へ参加・協力する。

- (2) 企業立地にあたって、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等があり、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図っている。
- (3) 高砂市としては、平成15年4月施行の「高砂市生活安全の推進に関する条例」に基づき、市民の安全意識の高揚及び自主的な生活安全活動の推進を図る。
- (4) 今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、所轄の警察署等と連携を図りながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

- 9 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

該当なし

**10 計画期間**

本計画の計画期間は、同意の日から平成30年度末日までとする。